

復刻版

# みんなの経営ミニ

2024.8.30

## 最低賃金改定額の目安が発表されました

今年度は全国一律 50 円の引上げ予定

例年 10 月に行われている最低賃金について、今年度も改定に向けて答申が行われており、その目安額が発表されました。

今年度については全国一律で **50 円** の引上げが目安として発表されており、さらに最低賃金の差異の縮小を進める方針が示されていること、最低賃金が高い県への労働力の流出を抑える必要があることから、最低賃金が高い県を中心にこの目安よりも高い引き上げが行われる可能性が高いと思われます。

※現在発表されているのは目安であり、確定額や都道府県ごとの施行時期は今後発表となります。

今回の目安がそのまま確定した場合、全国加重平均は 1,054 円となり、また改定額の 50 円は過去最高額の引上げとなります。

主な改定額の目安による変更額は以下のようになりますので、ご確認ください。

	現在の最低賃金	改定後の目安
北海道	960 円	1,010 円
東京都	1,113 円	1,163 円
神奈川県	1,112 円	1,162 円
大阪府	1,064 円	1,114 円
京都府	1,008 円	1,058 円



## かわべのこぼれ話

### 和歌山 熊野古道ツアーの日程変更

以前、9/20～9/23 の期間でご案内しておりました和歌山の熊野古道参詣ツアーについて、日程が 12/13（金）～12/16（月）へと変更となっております。

熊野古道以外にも高野山、熊野三山の神社、渡瀬・南紀勝浦温泉など、世界遺産含む盛りだくさんの内容となっております。

9 月の日程では参加できなかった皆様のお申込みもお待ちしております。

また、弊社で行っている旅行業のホームページを作成致しました。下記に URL を掲載させていただきますので、「旅行、民泊」のご利用をお考えの方は是非ご覧ください。

<https://i-itabi.com/>

西田労務経営事務所



# 2024年10月以降の社会保険適用拡大

2024年10月より50人超の企業で社会保険対象者の範囲が拡大されます。

## ① 2024年10月からの社会保険適用拡大

2024年10月より、50人超の企業で社会保険の適用対象者の範囲が拡大されます。

新たに適用対象となるのは①1週間の所定労働時間または②1カ月の所定労働日数が正社員の3/4未満である方のうち、以下の全てに該当する方です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金額が8.8万円以上（通勤・皆勤・家族手当除く）
- ③ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない

## ② 今後の社会保険適用について

10月以降の社会保険の適用については現状決まっておりませんが、取りまとめ案では「50人超」となる企業規模を撤廃し、全ての企業で①の要件を適用する方向で検討が進められております。

現状、①の要件が全ての企業で適用された場合には新たに約110万人が社会保険に加入することとなり、扶養の範囲内で働く方を中心に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

今後の取り扱いが決定次第、改めてご連絡いたします。



まだまだ暑い日が続いております。台風にもお気を付けてください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

8月後半はお休みをいただき、ご不便をおかけいたしました。

資格試験の勉強のためのお休みでしたが、厳しい結果となり、引き続き精進して参ります。

